港湾運送事業法施行規則の一部を改正する省令

港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） 三　申請者が引き受けた港湾運送の下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行つたものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項 イ　（略） ロ　下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間（当該関連下請事業者が法第四条の許可（法第二十九条第一項の規定により業務の範囲を限定する条件及び一年を超えない範囲内の期限を付されたものに限る。以下「特定限定許可」という。）を受けた者である場合にあつては、その事業の実施期間）の取扱数量 ハ　（略） 四　（略） 2　港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項（次の表の上欄各号のいずれにも該当する者にあつては、同表の下欄に掲げる事項）を記載しなければならない。	（事業の許可の申請） **第四条**　一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　（略） 二　事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。以下この号、第四号、第五項、次条、第十三条第一項及び第二十四条第一項において同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号、次条及び第十三条第一項において同じ。）に関し次に掲げる事項 イ～ホ　（略） 三　申請者が引き受けた港湾運送を下請をさせることとなる港湾運送事業者であつて、その者の当該下請に係る行為が法第十六条第二項の規定により当該申請者の行つたものとみなされることとなるもの（以下「関連下請事業者」という。）がある場合は、当該関連下請事業者に関し次に掲げる事項 イ　（略） ロ　下請をさせることとなる法第二条第一項第二号から第五号までに掲げる行為の種別ごとの貨物の年間の取扱数量 ハ　（略） 四　（略） 2　港湾荷役事業の事業計画には、前項第一号及び第二号（ロ及びニに限る。）に掲げる事項を記載しなければならない。

一　特定限定許可を受けて港湾荷役事業を営もうとする者	一　事業所の数並びに名称及び位置
二　次のいずれかに該当する者 イ　許可申請港（別表第二の備考第一号ロに規定する二種港（ロにおいて「二種港」という。）又は同表の備考第一号ハに規定する三種港（ロにおいて「三種港」という。）であつて、受けようとする特定限定許可に係る港湾をいう。以下同じ。）において一般港湾運送事業を営んでいる者	二　業務の範囲 三　事業の実施期間 四　事業に使用される労働者及び事業の用に供する施設に関し次に掲げる事項 イ　法第二条第一項第二号に掲げる行為に関し次に掲げる事項 (イ)　労働者（通船の乗組員を除く。以下この項において同じ。）の数 (ロ)　荷役機械の種類ごとの台数及び一台ごとの能力